

平日朝夕割引（ETCコーポレートカード）の実施について

1. 平日朝夕割引（ETCコーポレートカード）の概要

①割引対象

ETCコーポレートカードを利用して、地方部の高速道路を通行し、平日の朝夕（6時～9時、17時～20時）の時間帯に、料金所を通過する全車種（最大100km相当分）

朝、夕それぞれ最初の1回に限り適用

※深夜割引又は休日割引が適用される走行は、平日朝夕割引（ETCコーポレートカード）の対象外（重複しない）

※平日朝夕割引（ETCコーポレートカード）の割引対象となる走行のうち、地方部最大100km相当分は大口・多頻度割引の割引対象外

※朝、夕それぞれの2回目以降の走行は、平日朝夕割引の割引対象外（大口・多頻度割引の割引対象）

※月毎の割引対象となる利用回数が4回以下の場合にも、地方部最大100km相当分は大口・多頻度割引の対象外

※ご契約者様による新たな登録諸手続き（マイレージ登録等）は一切不要です。

②対象道路

・NEXCO東日本、中日本、西日本が管理する地方部の高速国道及び一般有料道路（一部※を除く）

※京葉道路、第三京浜道路、横浜新道、横浜横須賀道路、首都圏中央連絡自動車道（茅ヶ崎ジャンクションから久喜白岡ジャンクションまでの区間）、新湘南バイパス、京滋バイパス、第二京阪道路、第二神明道路、南阪奈道路、八木山バイパス、関門トンネル

・宮城県道路公社の仙台松島道路

③割引率

・月毎の割引対象となる利用回数に応じ、割引率を設定

・ETCコーポレートカードのご利用額請求時に、割引後料金で請求

※利用回数は、ETCコーポレートカード1枚ごとでの単位で利用回数がカウントされます。

月毎の利用回数	割引率(地方部)
1～4回	0%
5～9回	約30%
10回以上	約50%

④実施時期

平成26年7月1日（火）から実施

※詳しくは、別紙をご覧ください。

2. 3月末まで実施していた通勤割引からの主な変更点

	（新）平日朝夕割引（ETCコーポレートカード）	（旧）通勤割引
対象日	平日のみ ※休日は休日割引が適用（普通車以下）	全日
対象時間帯	6時から9時 および 17時から20時	6時から9時 および 17時から20時
割引の適用	割引対象となる月間利用回数に応じて適用 <u>（料金所通過時は通常料金を表示）</u>	走行1回ごとに適用 （料金所通過時に割引後料金を表示）
割引方法	割引額を差し引いて通行料金を請求	割引額を差し引いて通行料金を請求

【お問い合わせ】

西日本高速道路株式会社 関西支社 大口・多頻度窓口（サービス課内）TEL 06-6344-9288
中国支社 大口・多頻度窓口（サービス課内）TEL 082-831-4477
四国支社 大口・多頻度窓口（サービス課内）TEL 087-823-4063
九州支社 大口・多頻度窓口（サービス課内）TEL 092-762-3205

受付時間／9:00～18:00（土日祝を除く平日）

割引方法：100km以下の走行の割引イメージ

100km以下
※大口・多頻度割引対象外

地方部区間

割引対象となる 利用回数が月 10回以上の場合	50%相当(平日朝夕割引の割引分) 請求対象 ※大口・多頻度割引対象外
割引対象となる 利用回数が 月5～9回の場合	30%相当(平日朝夕割引の割引分) 請求対象 ※大口・多頻度割引対象外
割引対象となる 利用回数が 月1～4回の場合	請求対象 ※大口・多頻度割引対象外

割引方法：100kmを超える走行の割引イメージ

100km相当
※大口・多頻度割引対象外

100km超
※大口・多頻度
割引対象

地方部区間

割引対象となる 利用回数が月 10回以上の場合	50%相当(平日朝夕割引適用) 請求対象 ※大口・多頻度割引対象外	請求対象 ※大口・多頻度 割引対象
割引対象となる 利用回数が 月5～9回の場合	30%相当(平日朝夕割引適用) 請求対象 ※大口・多頻度割引対象外	請求対象 ※大口・多頻度 割引対象
割引対象となる 利用回数が 月1～4回の場合	請求対象 ※大口・多頻度割引対象外	請求対象 ※大口・多頻度 割引対象



【凡例】



： 利用明細書の「ご利用金額」に記載する額



： 総括表(カード単位)の「割引対象額」に記載する額

割引方法：100kmを超える走行の料金例

例えば、太宰府IC～宮崎IC(276.8km)大型車の例。

100km相当

※大口・多頻度割引対象外

176.8km

※大口・多頻度
割引対象

地方部区間(通常料金：10,100円)

① 割引対象となる 利用回数が月 10回以上の場合	(1,820円) 1,820円(料金×100km/276.8km×50%)	6,460円
② 割引対象となる 利用回数が 月5～9回の場合	(1,090円) 2,550円(料金×100km/276.8km×70%)	6,460円
③ 割引対象となる 利用回数が 月1～4回の場合	3,640円(①の割引額×2)	6,460円



【凡例】



： 利用明細書の「ご利用金額」に記載する額

： 総括表(カード単位)の「割引対象額」に記載する額

※京葉道路、第三京浜道路、横浜新道、横浜横須賀道路、首都圏中央連絡自動車道（茅ヶ崎ジャンクションから久喜白岡ジャンクションまでの区間）、新湘南バイパス、京滋バイパス、第二京阪道路、第二神明道路、南阪奈道路、八木山バイパス、関門トンネル